

平成29年度第3回佐世保市地域包括支援センター運営協議会議事録

日 時 平成30年1月18日（木曜日）19:00～20:30

場 所 佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）6階 研修室1

出席者 千住委員 井上委員 田中委員 徳永委員 久保田委員

堀田委員 宮崎委員 柳詰委員 澤野委員

<事務局>

橋口課長補佐 西尾課長補佐 七種係長 池田係長 山本主査

大石主査 岩本主任主事 田中主任技師 岡本主査

議 事 (1) 佐世保市地域包括支援センター委託法人及び設置場所について

(2) その他

【課長補佐】 ～あいさつ～

【会 長】 ～あいさつ～

議事(1)の佐世保市地域包括支援センター委託法人及び設置場所について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

市内9箇所の地域包括支援センターについては、民間法人への業務委託により運営を行っており、本年度末で現在の委託期間が満了いたします。

これに伴い、来年度以降の委託先を選定する必要があるため、先般、受託法人の公募を行い、応募された法人を書類やプレゼンテーションにより審査したところです。

当運営協議会につきましては、設置要綱第2条において「センターの設置等に関する事項の承認に関すること」を所掌事務とすることが規定されています。

従いまして、この後、審査結果及び審査結果を受けての市の考えを説明させていただきますので、それぞれの法人が各包括支援センターの業務を受託する法人として相応しいかどうかをご協議いただき、承認するかどうかを判断いただきたいと思います。

それでは、地域包括支援センター受託法人の審査の状況について、ご説明いたします。まず、資料1は、今回、申請法人の審査を行った「佐世保市地域包括支援センター受託法人審査に係る委員会」の設置要綱となります。

この委員会において、昨年12月23日に、地域包括支援センター受託法人の審査を行ったところです。

審査委員は全部で8人ですが、学識経験者の方が3名、地域住民の代表の方が3名、

市の職員が2名といった構成となっています。

なお、公正を期すために、委員は応募があった法人と関連がない方を選任しています。

応募の状況については、今回9つの地域の募集に対して、それぞれ現在受託している法人からのみ応募があり、他の法人からの応募はありませんでした。

申請地域についても、それぞれの法人が現在担当している地域を希望されていますので、重複はなく、早岐地域が社会福祉法人朋友会、日宇地域が社会医療法人財団白十字会、山澄地域が医療法人光省会、中部地域が社会福祉法人幼老育成会、清水地域が社会福祉法人佐世保白寿会、大野地域が社会福祉法人アソカ仁寿会、相浦地域が医療法人愛健会、吉井地域が社会福祉法人あしたば会、宇久地域が社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会、となっています。

また、センターの場所についても、すべての法人が現在の場所に設置することで申請がっております。

参考までに、資料の右側に、応募の際に提出いただいた1年間の委託料の見積り金額を記載しています。すべての法人から、市が提示しました上限額以内で見積書をご提出いただいています。

審査委員会では、「事業実績等」、「経営基盤」、「立地条件等」、「運営評価」といった4項目の書類審査と、「応募理由等」、「介護予防」、「PR事項」の3項目でプレゼンテーション審査を行っており、それに、全体を通じての評価として「総合評価」を加え、全8項目で採点いただいております。配点については各項目10点とし、総合計を80点としています。

なお、審査書類は法人名をA法人、B法人などアルファベットで表記し、プレゼンテーションの際にも、予め法人名等を発言しないよう依頼しておくなど、公正を期すため、法人名が特定できない形で審査を行っております。

事業実績等については、介護予防事業の実績等を列記し、経営基盤については3ヶ年分の法人の財務情報を表にして示しました。

立地条件については、地域包括支援センターとして設置予定の事業所の概要を示しております。継続ですので、現在運営中の事業所と変更はありません。

運営評価については、前回の運営協議会でもお示した「業務評価の結果報告」を基に、評価結果を数値化したものです。

最後に、採点結果につきましては、それぞれ80点満点で採点しており、右の総計欄と平均欄に8名の委員の採点の総計と平均点数を記載しています。

なお、審査委員会の冒頭に、採点の際の目安となる基準点を設けることを説明しております。

具体的には、10点の配点を設けている各項目において、6点を基準点、いわゆる合格ラインとし、内容によって加点、減点いただくようお願いしています。

従いまして、審査した8項目すべてを合わせた基準点は48点ということとなり、平

均の欄をご覧くださいますとおり、応募のあったすべての法人が基準となる48点以上の点数を獲得したことになります。

以上で、地域包括支援センター受託法人の審査の状況についてのご報告を終わります。この審査結果を受け、市としましては、応募のあったすべての法人を、各地域包括支援センターの業務を受託する法人として決定したいと考えております。

ご報告いたしました審査結果等を参考に、運営協議会として承認するかどうかを判断いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会 長】

今、ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。なければ、私から、質問させていただきます。

まず、年間委託料ですが、資料の市の試算額（上限額）というのは、各地域包括支援センターの立候補機関に提示されていた金額ですか？それとも、入札のように、教えずに施設から提示されたものですか？

【事務局】

募集要項で、上限額として提示した金額です。

【会 長】

「運営評価」と「介護予防」はすごく重要な項目だと思います。合計点で合格というのは解りますが、各立候補機関の各項目の評価は開示できますか。この委員の方々が、どこに満足して、どこに満足していないか、ある程度私達も判断できると思います。各法人、項目ごとに平均でもいいのですが。

【事務局】

資料としては、まとめた分ですので、必要であればこれから作成しなければなりません。後からお配りすることもできませんので、今は、ございません。

【会 長】

では、この項目は、あまりにも評価が低かったという、印象はありますか。委員の皆さんの「運営評価」と「介護予防」の評価も気になったので。

【事務局】

仮に今回、承認いただいた場合、当然、事業所側には、ここの意見としてお伝えしますが、一方で、ある程度基準点より低い法人がありましたら、そこにはこちらからも「運営協議会からも意見があったので・・・」ということで、伝えたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【会 長】

皆様、それでよろしいでしょうか。

—委員同意—

他にありませんか？

【委 員】

採点結果集計表について、平均48点の基準に満たない点数が表にいくつかあります。どの辺が具体的に足りなかったのか分かれば、評価の参考になるかと思います。

【事務局】

基準点は48点としておりましたが、資料を見ていただきますと、三番目の委員さんについては、相対して低くつけていらっしゃいます。48点以上の法人が2つのみですので、その影響がでているところもあるかと思います。

それから、財政指標を出させていただいています。中には財政状況的に他より低い法人もありましたが、委員の方の中に専門の会計学に強い先生がいらっしゃいましたので、確認したところ、総じて問題なく安定運営されているという評価でした。

差をつけるといった時に、9法人ありますので、どうしても低くつけられたというのはあるかと思います。

それ以外にも、プレゼンテーション等の中で自分が満足いく結果が得られないということもあったかと思いますが、集中して、この法人はこの点が弱いというところはありませんでした。

【委 員】

では、事務局としても、9法人のなかで多少増減はあるとしても、大きな遜色はないと判断されているというところですか。

【事務局】

その通りです。

【会 長】

その他に何かありませんか。皆さん、忌憚のないご意見をお願いします。

それでは、質疑もないようですので、承認に移らせていただきたいと思います。承認については、一箇所ずつ、それともまとめて、どちらがよろしいですか？

【委 員】

まとめてよろしいのではないのでしょうか。

—委員全員、同意—

【会 長】

それでは、まとめてとなりますが、承認でよろしい方は、挙手をお願いいたします。
－全員挙手－

【会 長】

では、全員、賛成ということで承認させていただきます。
続きまして、(2)のその他の事項について、事務局からお願いします。

【事務局】

(2)のその他の事項について、ご説明させていただきます。佐世保市地域包括支援センター業務評価マニュアルについてと、佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置要綱についての2点となります。

佐世保市地域包括支援センター業務評価につきましては、地域包括支援センターの業務が、適正に運営されているか、課題はないか等を定期的に見直し、一定の質を確保する目的で毎年実施しております。

資料は別冊資料1～2ページが現在のマニュアル、3～4ページが(案)となっております。

この業務評価マニュアルについては、平成29年度から二次予防事業が廃止され介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことにより、今年度、第1回の運営協議会において、評価項目の変更及び実施期日の追加について、委員の皆様から承認をいただいております。

「実施時期」については、今年度、包括支援センター受託法人の受託期間満了に伴い、受託法人が変更になる可能性もあることから、変更になった場合は業務の引き継ぎ期間が必要であるため、スケジュールについても規定をし、ご承認いただいております。

しかしながら、受託期間満了後も引き続き同法人が受託する場合もあること、また、受託法人の変更の理由は受託期間満了に限らないこともあるため、柔軟に対応できるよう、評価時期について変更するものです。

1ページ「3. 評価時期」の黄色で色塗りしている部分「受託期間最終年度については、12月とし、評価対象期間は当該年度の4月から11月とする。」から、3ページの赤い文字で印字されている部分「受託法人が変更となった際の評価時期については、別途、協議の上決定する。」となり、2ページのフローについても、具体的な時期の記載をしておりましたが、(案)ではすべて削除しております。業務評価マニュアルの変更については、以上となります。

続きまして、要綱についてご説明いたします。本市の全庁的な任意機関の見直しに伴いまして、平成30年4月1日から、佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置要綱が、佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置条例となる予定です。

現在、本市では、介護予防支援を行う地域包括支援センターを設置する際には、本市の

指導監査課所管の任意機関である「佐世保市地域密着型サービス等の運営に関する委員会」に諮ってご意見をいただき、設置した地域包括支援センターを介護支援事業所として指定を行っています。今回、「佐世保市地域密着型サービス等の運営に関する委員会」の役割など業務整理を行った中で、平成30年2月末をもって、廃止することになりました。

今後は、同じ中核市である、久留米市や長崎市などと同様の佐世保市地域包括支援センター運営協議会にて、介護予防を行う地域包括支援センターの設置に伴い指定を行うこととなります。

これに伴って、平成30年4月制定予定であります、佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置条例の第2条「所掌事務」に、介護予防支援の事業所指定の件を一部追加となりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

【会 長】

ただ今、事務局から説明がございました。皆様、何かご質問ございませんか？

【委 員】

業務評価マニュアルの変更ですが、3ページの赤字「受託法人が変更となった際の評価時期については、別途、協議の上決定する。」とありますが、「別途、協議の上」は、誰と誰がどうやってなのかが不明確ですね。基本的には、評価は3月までのことについてしなくてはいけないと思いますが・・・。

それから、運営協議会の設置要綱は、条例になることによって、地域密着型サービス等の運営に関するものが入ってきますということですが、かなり専門的用語が入ってきて、理解が難しいので、具体的に教えていただけますか。

【事務局】

条例については、資料の「佐世保市地域密着型サービス等の運営に関する委員会設置要綱」が廃止されますので、この中の第2条の「所掌事務」の(1)だけが、佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の第2条「所掌事務」の中に(5)として追加され、条例化となることとなります。

マニュアルについては、評価としては、1年間と考えておりますが、「実施時期」については、受託法人が変更になる場合というのが、受託期間満了で法人が変更になる場合と、毎年、年度末の運営協議会において契約の継続をしてよいかどうかの承認をいただいておりますが、受託法人が継続できない場合も、全くないとは限りません。また、いずれかの理由により、契約違反等による契約切れの場合があります。契約が年度途中となった場合は、変更になるまでの間を以前の法人で自己評価を行い、後の期間を次の法人になるかとか、今のところ、どういう場合があるのか、分からないところがあるものですから、不明確な表現になりましたが、「協議の上」と記載させていただいたところでございます。

【委員】

文章上は、それでいいのですが、実際の取り扱いとして、例えば、9月いっぱい終了となった場合、1ヶ月後にするとか2ヶ月後にするとか、内規というか取り扱い要項のようなものを作ったらどうでしょう。継続される場合は分かるので、何かあった場合、こうしますよというものを決めていた方が、やりやすいのではないかと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員】

それから、運営協議会の設置要綱についてですが、この委員会ではこれまで、地域密着型サービスの運営に関する委員会については、全く関わっていませんでした。具体的に、どういうことが関わってきますか？

【事務局】

事業所の認可を「指定」という言い方をしますが、通常地域密着型であれば、建物の設備基準とか人員配置をしているかというのを、こちらから提示させていただいて、それを見て、いろんなご意見をいただいてそのまま指定するという形になるのですが、今回は介護予防支援事業所のみになりますので、包括支援センターの中で運営する介護予防のプランを作る介護事業所の認可というところになります。建物自体は特段基準がございませんので、人の配置が適正にされているか、そういったところを見ていただく形になります。

補足いたしますと、介護予防支援事業所は、法律で6年間の指定の期間が定められております。実際は、現在の事業所は、平成25年の4月1日から指定を受けています。包括支援センターは5年間の委託期間だったので、そこと少しズレが生じます。従いまして、来年度、6年目になりますので、来年の2月か3月くらいに改めて指定するというところを、皆様方にお諮りするという形になります。

そこから、その6年後もしくは包括支援センターの受託法人が変更になった時にお諮りするということになると思います。

【会長】

その他に何かご質問はありますか。

【委員】

議事とは関係ないことかもしれませんが、年間委託料は昨年度と比較して全体的に上がっているのであれば、何の事業にウェイトをかけて値段を上げているのか、特徴や特性、総合事業とかいろいろありますが、こういうところに力をいれたいので、昨年度より人員を充ててほしいとか、市で委託料を調整されているところがあれば、教えていただきたい

のですが。

【事務局】

基本的には変わっていません。委託料は、高齢者人口によって変わっています。まずベースで6,000人の高齢者人口、こちらに三職種を一人ずつ置く、それに2,000人ずつ増えれば一人ずつ加算ということで、今回は日宇圏域で高齢者人口が2,000人の枠で一つ上のランクになったので一人増えています。ただ、基本的な人件費等は変わっておりませんで、それプラスの事務費となります。最初に包括支援センターの委託を始めた時は、皆さん初めてでしたので、初期費用といいますが、初期経費として事務机とかの準備費用がありました。今回は、すべて継続の法人となりましたので、1年目に限れば、今回の方が少なくなる形になります。あとは、国が示す基準の人の配置とあるのですが、それプラス市の方で例えばこういった業務をもっと強化したいという考えがあれば、そこは上乘せしての人員配置になりますが、その際は委託料も上乘せする形になります。

【委員】

給料のベースアップ部分について、勿論、法人ベースで計算なさっていると思いますが、やはり委託が低ければ、優秀な人材は残りにくいと、これは三職種全部だと思っています。「優秀な人材は、やはり高い給料を払わないといけない。」ということで、そういった意味では、年間、人件費は上がっていくのが、私は適正ではないかと思っています。その分の按分はもちろん含まれての委託費となっていますか。

【事務局】

毎年のベースアップというところは、正直言いますと、なかなか難しい所がございまして、人件費と事務費とその総額の枠内というところで、事業所の方には努力いただいて、例えば、事務費を少なくして人件費に充てるとか、そのところは柔軟に見ているところです。

【委員】

わかりました。佐世保市全体のマンパワーといったら、そこはお金しかないと思いましたが、発言させていただきました。

【事務局】

初年度の30年度についてこの額で、上限額を示させていただいておりますが、情勢によって検討する必要があるれば、単年度で考えて行きたいと思います。

【会長】

気になったのは、受託の1年目は初期投資がかかるから高めですとのことでしたが、次回の受託法人公募の際に、もし、新規の法人と継続の法人で受託金額に差がないと、新規

参入の障壁になってしまうと思いますが。

【事務局】

資料に提示しています上限額については、今回はたまたま継続の法人でしたので、新規の際の加算分を差し引いて提示しています。公募の際には、その分も上乗せした上限額で提示しておりました。

【会 長】

ありがとうございます。他にございませんか。なければ、以上で本日の審議について検討を終了したいと思います。皆さん、お忙しい中、活発なご意見、ありがとうございます。それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。次回の開催は、3月中旬から3月下旬に予定しております。開催の際には、ご連絡をさせていただきますので、ご出席のほどをよろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして平成29年度第3回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。